



美唄奈井江都市計画 特定用途制限地域の決定について

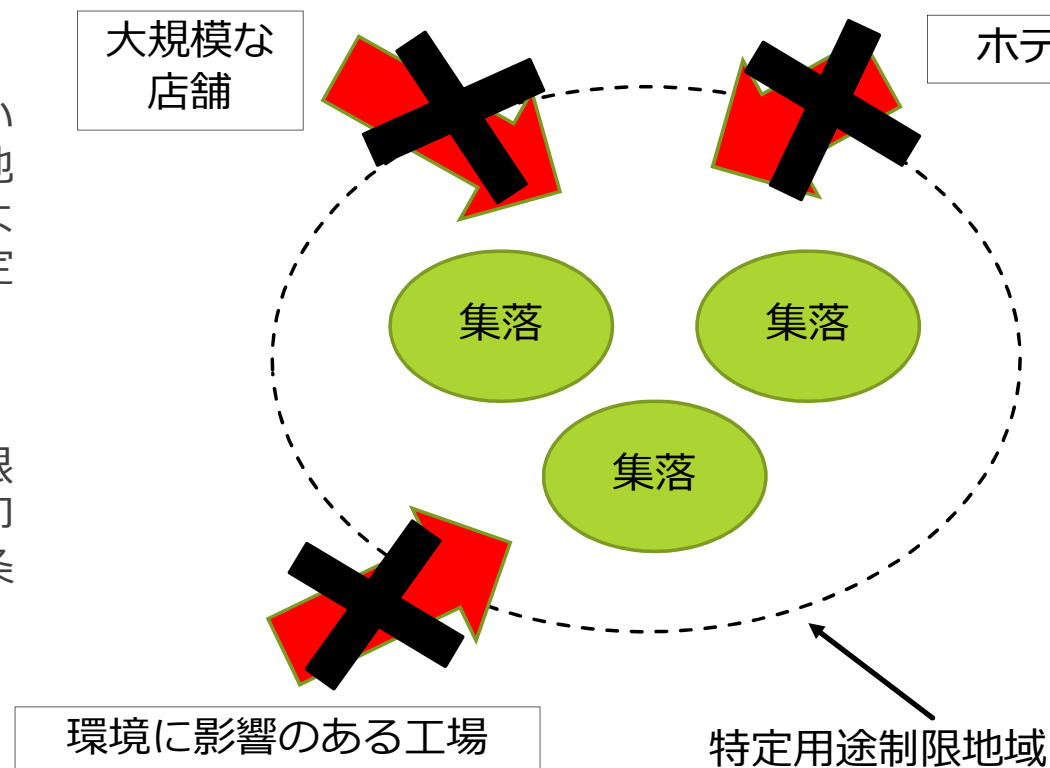
特定用途制限地域とは

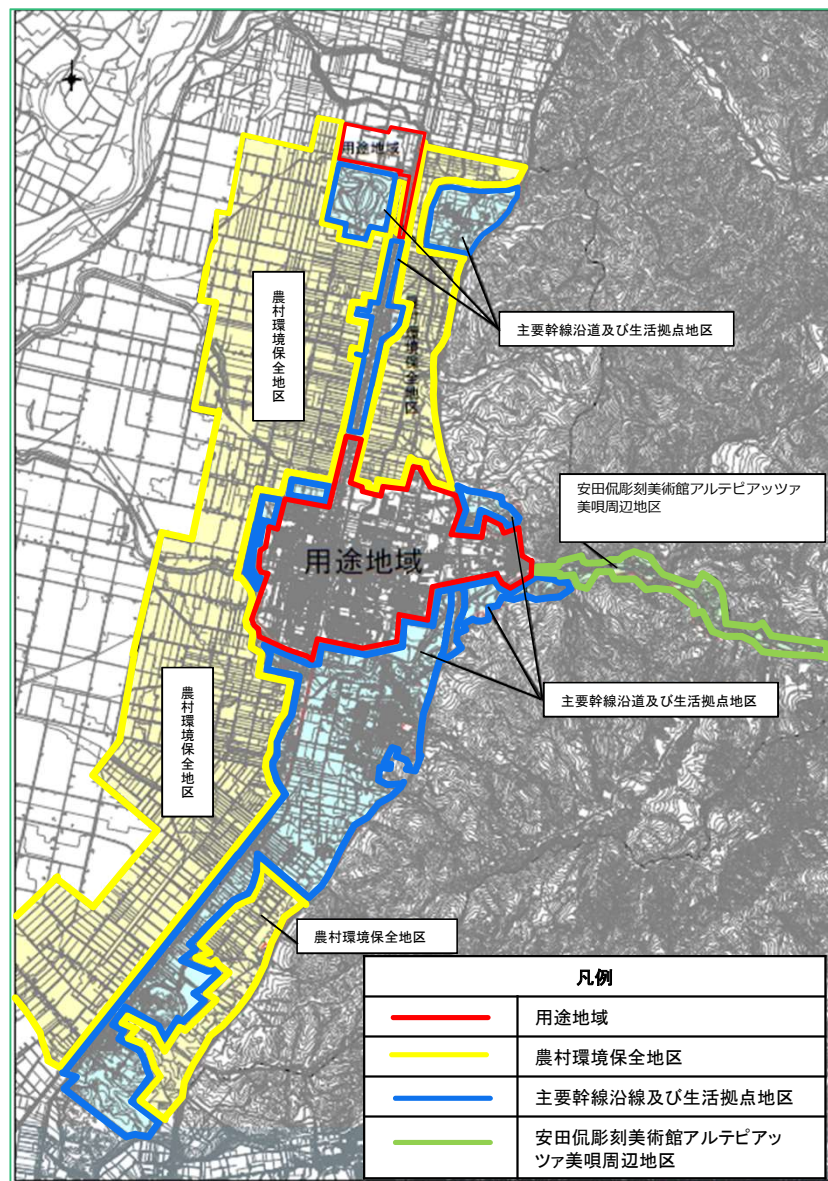
- ▶ 用途地域が定められていない土地の区域内において、その良好な環境の形成又は保持のため当該地域の特性に応じた合理的な土地利用が行われるよう、制限すべき特定の建築物等の用途の概要を定める地域とする。

(都市計画法第9条第15項)

- ▶ 特定用途制限地域内における建築物の用途の制限は、当該特定用途制限地域に関する都市計画に即し、政令で定める基準に従い、地方公共団体の条例で定める。

(建築基準法第49条の2)





▶ 市では、3種類の特定期間制限地域を決定しようと考えています。

1、農村環境保全地区

2、主要幹線沿道及び生活拠点施設

3、安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄周辺地区

▶ 「美唄市特定期間制限地域内における建築物等の制限に関する条例」を制定し、建築物の用途の制限に関し必要な事項を定めます。

農村環境保全地区について

- ▶ 具体的な個所
茶志内町、光珠内町、沼の内町、
一心町地区
- ▶ 田園景観と営農環境を今後も維持保全
していくため、第1種中高層住居専用
地域を趣旨とする制限とする。



制限すべき特定の建築物等の用途の概要

- (1) 法別表第2(る)項第1号に掲げるもの ... 例：火薬類の製造、肥料の製造など
- (2) 危険物の貯蔵又は処理に供するもので令第130条の9の表中準工業地域欄に掲げる量を超えるもの
- (3) 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これらに類する令第130条の9の2で定めるもの
- (4) 展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、場外勝舟投票券販売所、場内車券売所又は勝舟投票券販売所
- (5) 共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの
- (6) 法別表第2(ほ)項第三に掲げるもの(ホテル又は旅館に附属する施設は除く。) ... 例：カラオケボックスなど
- (7) 法別表第2(り)項第二に掲げるもの ... 例：キャバレーなど
- (8) 法別表第2(は)項第五に掲げる用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの ... 例：店舗や料理店など
- (9) ホテル又は旅館でその用途に供する部分の床面積が500平方メートルを超えるもの

主要幹線沿道及び生活拠点地区について

▶ 具体的な個所

日東町、南美唄町、東明町、
峰延町地区

- ▶ 住環境に影響を及ぼす土地利用の進行を防ぎ、良好な居住環境を維持していくため、第1種住居地域を主旨とする建築制限とする。



制限すべき特定の建築物等の用途の概要

- (1) 法別表第2(る)第1号に掲げるもの ... 例：火薬類の製造、肥料の製造など
- (2) 危険物の貯蔵又は処理に供するもので令第130条の9の表中準工業地域欄に掲げる量を超えるもの
- (3) 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これらに類する令第130条の9の2で定めるもの
- (4) 展示場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、場外勝舟投票券販売所、場内車券売所又は勝舟投票券販売所
- (5) 法別表第2(ほ)項第三に掲げるもの(ホテル又は旅館に附属する施設は除く。) ... 例：カラオケボックスなど
- (6) 法別表第2(り)項第二に掲げるもの ... 例：キャバレーなど
- (7) 法別表第2(は)項第五に掲げる用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの ... 例：店舗や料理店など

安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄 周辺地区について

► 具体的な個所

落合町、盤の沢町、我路町地区

- 芸術文化を通じた交流の拠点であるアルテピアッツァ美唄との一体となった環境を今後も維持していくため、第2種中高層住居専用地域を主旨とする建築制限とする。

制限すべき特定の建築物等の用途の概要

- (1) 法別表第2(る)項第1号に掲げるもの ... 例：火薬類の製造、肥料の製造など
- (2) 危険物の貯蔵又は処理に供するもので令第130条の9の表中準工業地域欄に掲げる量を超えるもの
- (3) 遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、場外勝舟投票券販売所、場内車券売所又は勝舟投票券販売所
- (4) ホテル又は旅館



建築物の制限について

- ▶ 特定用途制限地域内においては、各地区で示した建築物を建築し、又は用途を変更して新たにこれらの用途に供してはなりません。
- ▶ 美唄市特定用途制限地域内における建築物等の制限に関する条例に違反した者は、罰則（50万円以下の罰金）が適用されます。

今後のスケジュールについて

- ▶ 美唄市都市計画審議会（本審議） 令和2年8月25日
- ▶ 北海道（同意）協議 令和2年8月下旬
- ▶ 北海道（同意）協議（回答） 令和2年9月上旬
- ▶ 決定告示 令和2年10月上旬
- ▶ 条例案の提出予定 令和2年12月予定
- ▶ 施行 令和3年4月1日予定